

## 一般競争入札の施行について（公告）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）（以下「令」という。）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年5月7日

岡山市長 大森 雅夫

### 1 入札に付する事項

1	件名	予防広報車
2	納入場所	岡山市北消防署
3	納入期間	令和9年3月31日まで
4	支払条件	物品納入後とし、請求書を受理した日から30日以内とする。
5	入札案件概要	予防広報車 1台 (詳細は仕様書を参照すること)
6	その他	※入札書の提出は岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）により行うこと。

### 2 入札等の手続きに関する事項

1	公告期間	公告日から開札日まで
2	公告方法	入札・契約ホームページ「物品」⇒「入札・見積合せ情報 [物品]（契約課発注）」⇒「一般競争入札一覧」に掲載する。
3	仕様書閲覧期間	公告日から開札日まで
4	仕様書閲覧場所	入札・契約ホームページに掲載する。
5	仕様書取得期間	公告日から開札日まで
6	仕様書取得方法	入札・契約ホームページからダウンロードし、取得すること。
7	仕様書質問期間	公告日から 令和8年5月15日（金）午後4時まで
8	仕様書質問方法	質問は電子メール又はファクシミリで行うものとし、件名に「入札質問（予防広報車）」と明記すること。電話、郵送又は持参によるものは受け付けない。いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。 消防局警防部 警防課 Tel 086-234-9976
9	仕様書質問提出先	消防局警防部 警防課 Eメールアドレス keibouka@city.okayama.jp FAX 086-234-1059
10	仕様書回答掲載期間	令和8年5月18日（月）午後4時から 開札日まで
11	仕様書回答掲載場所	入札・契約ホームページ内に掲載する。
12	入札方法	入札方法等は「物品の一般競争入札公告共通事項」（以下「共通事項」という。）2のとおり ※仕様書に対する質問の回答を確認した後に入札すること。 ※電子入札システムを利用できる時間帯は午前8時から午後9時までとする。 ※再入札をする場合は、第1回目の開札日の午後4時までに再入札を受け付け、同時刻以降に開札を行うので、入札者は2-15に定める開札日時後に、電子入札システム「岡山市→物品、役務→電子入札システム→調達案件一覧」で再入札の有無を確認すること。
13	入札受付開始日時	令和8年5月18日（月） 午後4時
14	入札受付締切日時	令和8年5月20日（水） 午後4時
15	開札日時	令和8年5月21日（木） 午前 9時45分
16	開札場所	岡山市役所（本庁舎）5階入札室

17	参加資格確認申請書類	<p>開札の結果、「共通事項」3-(6)により一般競争入札参加資格の確認対象者となった者（以下「確認対象者」という）は、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び添付書類を市長に提出し、参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>&lt;添付書類&gt;</p> <p>① 指名停止等措置状況調書 ② 納入物品明細書 ③ メンテナンス対応等確約書 ④ 代理店証明書（確認対象者が代理店の場合）（写し可）</p> <p><u>申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。</u></p>
18	参加資格確認申請書類提出方法	<p>確認対象者の申請書等の提出方法は、申請書等を契約課へ直接持参するかまたは契約課へメール送信するかのどちらか一方とする。メール送信する場合の提出先メールアドレスは、(buppin@city.okayama.jp)とし、メールの件名に「入札参加資格確認申請（予防広報車）」と記載すること。そして必ず契約課物品契約係へ電話（TEL 086-803-1156）し、資料の到達確認を行うこと。</p> <p>※上記以外の方法では受け付けない。なお、窓口受付時またはメール到達確認時には申請書等の内容確認は一切行わない。</p>
19	参加資格確認申請書類受付期間	<p>令和8年5月25日（月）午後5時15分まで</p> <p>（岡山市の休日を定める条例に定める市の休日（以下「休日」という。）を除く。）</p> <p>※上記の期間は申請書等の訂正及び差替えに要する期間を含めたものであるため、申請はできる限り速やかに行うこと。</p>
20	参加資格確認申請書類受付場所	岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所5階契約課

### 3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1	入札参加資格共通事項	「共通事項」1のとおり
2	登録部門	物品
3	登録区分	希望業種（大分類） 指定なし
4	営業所所在地要件	市内業者，市内扱い業者，準市内業者又は市外業者
5	その他	仕様を満たす物品を納入できること

### 4 この入札に関する注意事項

1	入札金額登録	税抜きの総額
---	--------	--------

## 物品の一般競争入札公告共通事項

### 1 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「規則」という。）第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき一般競争入札参加資格が決定され、規則第4条の規定に基づく有資格者名簿「物品（原材料を含む）」に登載されていること。
- (3) 公告に定めた開札日時において本市の指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 入札受付締切日時までに、岡山県電子入札共同利用推進協議会が運営する岡山県電子入札共同利用システム（以下「電子入札システム」という。）で使用する電子的な証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）を取得し、電子入札システムにおいて利用者登録を完了していること。

### 2 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札回数は2回とする。
- (2) 入札参加者は、電子入札システムに案件登録された対象業務の入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に、ICカードを使用して電子入札システムにより入札金額の登録を行うことにより入札書を提出すること。
- (3) ICカード取得後に電子入札システムに利用者登録を行っている者について、次に掲げる場合（ICカードの紛失、失効、閉塞、読み取り不能、破損等入札参加者の責により使用できなくなった場合を除く。）には、入札受付締切日時の1時間前までに、岡山市物品購入等電子入札実施要綱（以下「電子入札実施要綱」という。）に定める様式第1号：書面入札参加承認申請書（入札・契約ホームページ→電子入札ページに掲載。）を持参し、市長の承認を得た上で、対象業務におけるその後の手続きについて、書面により参加することができるものとする。ただし、対象業務の開札日がICカードの有効期限内であり、それらの事情が生じた後遅滞なく、ICカードの再発行手続きを行っている場合に限る。
  - ① 災害、盗難等入札参加者の責によらない事由のため電子入札に必要なICカードが使用できなくなった場合。
  - ② その他やむを得ない事由があると認められる場合。
- (4) 書面参加に変更した者は、対象業務において電子参加に変更又は復帰することを認めない。
- (5) (3)の場合において、入札参加者は入札書（入札・契約ホームページ→入札・見積合せ情報〔物品〕（契約課発注）に掲載。）に必要事項を記入し、契約の名義人となる者が記名押印（押印は、あらかじめ使用印として岡山市に届け出た印判に限る。）したものを封筒に入れ、密封して入札受付締切日時までに持参提出すること。封筒の表には、入札参加者名及び件名を記入すること（入札・契約ホームページ→電子入札ページ→電子入札案件における書面入札についてを参照。）。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に登録された金額（書面による入札参加者は、入札書に記載された金額）に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を電子入札システムに登録（書面による入札参加者は、入札書に記載）すること。
- (7) (2)の場合において、電子入札システムによる入札参加者は、上記入札金額の登録にあわせて、くじ番号欄に任意の3桁の数字を入力すること。(3)の場合において、書面による入札参加者は、入札書のくじ用数字欄に任意の3桁の数字を記入（「000」は記入できない。）すること。

なお、くじ用数字欄に「001」から「999」までの数字の記入がないときは、当該数字を「999」と記入されたものとみなす。
- (8) 提出した入札書は、訂正、引換え又は撤回することはできない。ただし、開札予定日時までに契約課に所定の入札書錯誤届を提出し、本市が錯誤と認めた入札書は無効とする。

- (9) 特に必要があると認める場合を除き、入札書提出後の入札辞退は認めない。ただし、2回目の入札（以下「再入札」という。）を行う場合において、1回目の入札の開札後、再入札の入札書を提出するまでに入札辞退をする場合を除く。
- (10) 電子入札実施要綱に規定する入札以外は認めない。
- (11) 入札に際して、規則の規定を遵守すること。

### 3 開札方法等に関する事項

- (1) 入札の開札は、公告に定める開札日時及び場所において執行するものとする。
- (2) 2(3)に規定する書面による入札参加者がいる場合は、公告において指定した日時及び場所において、書面による入札書を電子入札システムに登録した後に開札を執行する。開札の結果、入札参加者の入札が、下記7の参加資格の確認を行うまでもなく、下記5(1)～(12)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (3) 上記(2)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (4) 1回目の入札において、(2)により無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格以下の価格の入札書（以下「有効入札書」という。）を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は再入札を行うものとする。
- (5) 再入札において、有効入札書を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (6) 上記(4)又は(5)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの（以下「最低価格入札者」という。）を参加資格の有無の確認（以下「参加資格の確認」という。）を行う対象者（以下「確認対象者」という。）とする。
- (7) 上記(6)に基づき有効入札書に順位を付す場合において、同一価格で入札した者（以下同一価格入札者）という。）が2人以上あるときは、電子くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同一価格入札者ごとに、入札書が到着した順（電子入札システムサーバー受信時刻順）に0から番号を付す。
  - ② 同一価格入札者ごとに、登録されているくじ番号と電子入札システムサーバー受信時刻の到着ミリ秒の小数点以下3桁を合計した数の下3桁（以下「決定くじ番号」という。）を算出する。  
なお、2(3)に規定する書面による入札参加者のくじ番号は、入札書に記入されたくじ用数字とし、到着ミリ秒は本市職員が電子入札システムに入札価格を登録した時刻とする。
  - ③ 同一価格入札者の決定くじ番号の合計を同一価格入札者の数で除した余りの数と、①で付された番号の一致した者を第1順位の確認対象者とする。その他の者は①で付された番号が第1順位の確認対象者の番号から数字が大きくなる方向に向かって順位を付し、該当するものがなくなった後は、小さな数字の者から続きの順位を付すものとする。
- (8) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することができる。
- (9) 本市の使用に係る電子計算機又は電子入札システムの障害等により、電子入札システムを使用した手続を行えないと判断した場合は、入札の延期若しくは中止又は郵便入札への変更をすることができる。
- (10) (9)による場合のほか、市長が特に必要があると認めるときは、入札の延期若しくは中止又は入札の取消しをすることができる。
- (11) (9)及び(10)に基づき入札の中止又は入札の取消しをした場合は、入札参加者の提出した当該入札に係る入札書、申請書等及びその他の書類を無効とする。
- (12) 岡山市は入札の中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。

### 4 再入札に関する事項

- (1) 再入札に参加することができる者は、1回目の入札に参加した者に限る。ただし、1回目の入札で無効となった者を除く。
- (2) 1回目の入札に参加した者が、再入札において入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退し

たものとみなす。

- (3) 再入札の開札結果が不調になったときは、設計内容を変更することなく直ちに再公告する場合がある。

## 5 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) ICカードを不正に使用して行われた入札
- (4) 開札日より前の有効期限であるICカードを使用して行われた入札
- (5) 岡山市契約規則第17条の2に規定する電磁的方法による入札について第3条第1項から第3項まで及び第4条第1項に規定する手続を経ずに入札に参加した者がした入札
- (6) 入札受付開始日時から入札受付締切日時までの間に入札書を提出しない者がした入札
- (7) 入札書に必要な事項が記載されていない入札
- (8) 明らかに不正によると認められる入札
- (9) 再入札において、1回目の入札で無効となった者がした入札
- (10) 再入札において、1回目の入札に参加していない者がした入札
- (11) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札
- (12) 2(3)に規定する書面により入札に参加した場合は、(1)から(11)に加えて次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - ① 入札書に記名押印がない入札
  - ② 入札金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
  - ③ 封筒記載の件名又は差出人名と同封された入札書に記載された件名又は入札者名が相違する入札
  - ④ 封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
  - ⑤ 1通の封筒に複数の入札書を封入して提出した入札
  - ⑥ 電子入札による入札書及び書面による入札書のどちらも提出した入札

## 6 入札の失格に関する事項

下記7に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 公告で指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 公告で指定する以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 7 参加資格の確認に関する事項

- (1) 確認対象者は、公告において指定する期限までに入札参加資格審査申請をすること。ただし、確認対象となった者が、申請書等提出前に、上記6のいずれかに該当することが確認された場合は、この限りではない。
- (2) 確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 上記(2)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(2)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）

- (5) 参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聴取調査を実施することができるものとする。
- (7) 上記(2)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 8 落札者の決定に関する事項

市長は、上記7(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。ただし、資格確認者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、次順位の資格確認者を落札者とするものとする。

## 9 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 10 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金 詳細内容は、別紙1のとおり
- (2) 契約保証 契約保証金が必要  
詳細内容は、別紙1のとおり

## 11 その他

- (1) 市内業者とは、岡山市内に本社、本店等主たる事務所を有する者、準市内業者とは、本社は岡山市以外にあり、契約締結先の営業所が岡山市内にある者、市内扱い業者とは、準市内業者のうち直近の本市法人市民税の確定申告における岡山市分の従業者数が10人以上であり、かつ、岡山市の市民税を課税され特別徴収を行っている従業者数が10人以上であることの条件を満たし、その旨の関係書類及び市内営業所実態報告書を登録時に提出して確認を受けている者、市外業者とは、前記以外の者をいう。
- (2) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (3) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (4) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (5) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (6) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、規則、岡山市物品等一般競争入札実施要綱及び電子入札実施要綱に定めるところによる。

### ※お問い合わせ先

- パソコン、電子入札システムの操作方法に関すること  
岡山県電子入札共同利用ヘルプデスク 電話(0120)432-198(直通)
- ICカード及びICカードリーダーに関すること  
コアシステムが認定した民間認証局にお問い合わせください。
- 入札、契約について  
岡山市北区大供一丁目1-1 岡山市役所本庁5階  
岡山市財政局財務部契約課 電話(086)803-1156(直通)

## 1 入札保証金について

入札参加に当たっては、入札保証金が必要です。ただし、この入札に参加しようとする者が、岡山市一般競争入札参加資格有資格者名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合又は入札保証保険契約を締結したときは、免除とします。

### ① 納入金額

見積もった契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額を納付してください。（入札保証金に代わる担保として、\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができます。）

### ② 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに領収書を契約課へ提出してください。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日（休日を除く。）午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。入札保証保険契約を締結した場合も同様とします。）

## 2 契約保証金について

契約締結に当たっては、**契約保証金**が必要です。次の①～③のいずれかの書類を提出していただきます。保証金額、保険金額又は契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上です。

保 証 の 方 法	提出していただく書類
① 債務不履行により生ずる損害金の支払いを保証する* <sup>1</sup> 銀行又は市長が確実と認める金融機関の保証	当該保証に係る保証書
② 債務不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約方式に限る。）の締結	当該履行保証保険に係る証券
③ 契約保証金の納付 （納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）	契約保証金に係る領収書及びその表裏の写し

\*<sup>1</sup>銀行又は市長が確実と認める金融機関とは、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関とし、銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合又はその他の貯金の受入れを行う組合をいう。

### 納入方法

契約課で発行する納入通知書（納付書は契約課で作成します。必ずあらかじめ契約課に連絡してください）で納付し、その\*<sup>2</sup>契約書の作成期日の午後3時までに領収書を契約課へ提出してください（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出してください。履行保証保険契約を締結した場合も同様とします。）。

\*<sup>2</sup>契約書の作成期日とは市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内をいう。

## 再入札の実施について（お知らせ）

1 回目の入札で有効な入札書を提出した方がない  
（許容価格の範囲内で入札書を提出した方がない）場合は、  
2 回目の入札（再入札）を行います。

○再入札案件の有無については、岡山県電子入札共同利用システムの「調達案件一覧」でご確認ください。なお、再入札を行う場合、通知書（メール）を発行します。

○再入札に参加できる方は、1 回目の入札参加者に限ります。

○再入札をする場合は、1 回目の入札の開札日の午後 4 時までを入札受付時間とし、同日午後 4 時以降に開札を行います。

○再入札で入札金額の登録を行わなかったときは、「棄権」となります。また、「再入札金額登録」画面から「辞退」を登録すると、「辞退」となります。

※再入札の流れ、操作などは、「岡山県電子入札共同利用システム 受注者様向け操作マニュアル 一般競争入札（オープン方式）」をご覧ください。

令和8年度

予 防 広 報 車  
仕 様 書

岡 山 市 消 防 局

## 目 次

第 1	総 則	1 ページ
第 2	提出書類	1 ～ 2 ページ
第 3	車両及び諸元	2 ～ 3 ページ
第 4	塗装及び記入文字	3 ～ 4 ページ
第 5	検査	4 ページ
第 6	補 則	4 ページ

別表 1 シャシ・室内及び外装仕様

# 予防広報車仕様書

## 第1 総則

- 1 この仕様書は、岡山市消防局（以下「当局」という。）が令和8年度消防施設整備計画に基づいて整備する予防広報車（以下「車両」という。）の車種及び装備について必要な事項を定める。
- 2 車両は、本仕様書に定めるほか、道路運送車両法の保安基準及びその他の関係法令に適合すること。
- 3 車両は、火災及び災害時における広報並びに予防査察等を主たる目的とし、所要の設備と機材を装備して迅速な対応ができる構造のものであること。
- 4 契約に当たっては、本仕様書及び当局の製作意図を吟味了承し、不明な点は当局に質問し、十分に理解した上で契約をすること。  
なお、仕様における疑義の回答は、全て本仕様書の補完事項とする。
- 5 ぎ装の進行に伴い、諸般の事情により本仕様書の内容を余儀なく変更するとき又は構造に無理が生じたときは、当局に連絡し担当者の指示に従うものとする。
- 6 設計、製作に当たっての特許、その他権利上の問題には十分注意するとともに、これらの問題が生じたときは、受注者において、全ての責任を負い解決するものとする。
- 7 受注者は、契約後速やかに当局と車種及び装備についての協議を実施し、受注から納入までの工程表を提出すること。  
なお、協議の結果については、書面によって14日以内に当局へ提出し、双方において管理し、誤りのないよう万全を期すること。

## 第2 提出書類

- 1 受注者は、製作に先立ち、仕様書及び協議事項を加味した次の図書を当局に提出し、承認を得た後、製作に着手すること。  
なお、提出図書はA4ファイルに綴り、各2部提出すること。ただし、設計図書の作成に時間を要すると判断される場合においては、部分的な図書に代えるものとし、作成後改めて提出するものとする。
  - (1) シャン関係図書
  - (2) 製作工程表
  - (3) 製作ぎ装図書（5面図）
  - (4) 付属積載備品一覧表
  - (5) その他当局が指示するもの

2 受注者は納入に当たり、車両に次の図書及び写真を当局へ提出すること。

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| (1) 完成車の正面、後面及び両側面の写真（写真データを含む。） | 2部  |
| (2) 積載機器の取扱説明書及び保証書              | 各1部 |
| (3) 自動車検査証                       | 1部  |
| (4) 自動車損害賠償責任保険証明書               | 1部  |
| (5) 自動車検査証及の写し                   | 2部  |
| (6) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し            | 2部  |
| (7) 自動車検査証記録事項                   | 2部  |
| (8) 納品書及び内訳書                     | 各1部 |
| (9) その他当局が指示するもの                 |     |

### 第3 車両及び諸元

1 車両は、ミニバンタイプのハイブリッド小型乗用車とし、次の諸元に該当する国産車両のメーカー標準自動車の中から採用するものとする。ただし、製作に着手する以前にシャシ等が改良変更された場合には、新規のものを採用するものとし、概ね次によること。

- (1) エンジン
  - ア ハイブリッドエンジン
  - イ 最高出力：120kw（163ps）以上
  - ウ 燃料：ガソリン
- (2) 変速機
  - オートマチックトランスミッション
- (3) 駆動方式
  - 二輪駆動
- (4) 車両寸法
  - ア 全長：4,800mm 以下
  - イ 全幅：1,700mm 以下
  - ウ 全高：1,900mm 以下
  - エ ホイルベース：2,840mm 以上
- (5) 車内寸法
  - ア 室内有効長：2,800mm 以上
  - イ 室内有効幅：1,390mm 以上
  - ウ 室内有効高：1,400mm 以上
- (6) 車両総重量
  - 2,300kg 以下

(7) 乗車定員

7人以上

2 車種は、メーカーの標準仕様とし、他に別表1「シャシ・室内及び外装仕様」のものを装備するが、次によること。

- (1) 衝撃吸収ボディ構造であること。
- (2) ABS（4輪アンチロックブレーキシステム）装置を有していること。
- (3) AEB（衝突被害軽減ブレーキ）装置を有していること。
- (4) 運転席に、SRSエアバッグシステムが装備されていること。
- (5) 電気装置は、直流12Vのマイナスアース式であること。
- (6) 充電装置（オルタネーター）は、12V-100A以上であること。
- (7) 運転席及び助手席のドアミラーは、電動格納式であること。
- (8) スライドドア、リヤサイドドア及びバックドアの窓は、UVカット断熱プライバシーガラスが装着されていること。
- (9) ヘッドランプ及びフォグランプはLEDとすること。
- (10) 別表1「シャシ・室内及び外装仕様」中の「5ナビゲーションシステム」については、テレビチューナーが内蔵されていないものを選定すること。  
なお、テレビチューナーが内蔵されているものしか仕様がない場合は、アンテナを取り付けない等、テレビが視聴できないようにするものとするが、詳細については当局と別途協議すること。
- (11) 上空から見下ろした自車の映像、両サイド、後方の映像をカーナビゲーションに映し出す機能が搭載されていること。
- (12) ルームミラーは、車両後方カメラの映像をディスプレイに表示する機能を備えていること。
- (13) 運転室にエアコン、後部室にリヤクーラー及びリヤヒーターが装備されていること。
- (14) スライドドアは、挟み込み防止機能付きの自動ドアであること。

#### 第4 塗装及び記入文字

1 車体の塗装は、次によること。

- (1) 塗色はメーカー標準色のシルバー系とする。
- (2) 塗装の表面は、鏡面仕上げとすること。
- (3) 塗装における一連の工程には、十分な過程を経ること。

2 指定位置に、整備年月を例示により4桁で記入すること。

なお、文字は1字概ね縦50mm×横40mmとし色は白色とする。

(例) 「2702」 - 「西暦・月」 (2027年2月登録の意)

- 3 塗装及び記入要領は、上記のとおりとするが、詳細については別途当局と協議して実施すること。

また、文字等には指定色のカッティングシートを用いること。

## 第5 検査

- 1 検査は、陸運支局の新規登録検査に合格後、担当係員の立会の上、仕様書に基づいて実施する。
- 2 検査の結果、当局が不合格とした事項については、受注者は速やかに修理修復した後、再検査を受けるものとする。
- 3 検収は、当局がすべて良好と認めた後、受注者より車両を受領して完了とする。
- 4 検収日時等については、事前に当局に提出した工程表により、実施するものとするが、諸般の事情により変更がある場合は、速やかに当局に連絡すること。

## 第6 補則

- 1 保証期間は、納入後1年間とする。ただし、保証期間経過後であっても、ぎ装及び製品の不備欠陥に起因する故障もしくは破損の一切は受注者負担とし、速やかに修理交換するものとする。
- 2 納入期限は、令和9年3月31日（水）とする。
- 3 納入場所は、岡山市北消防署（岡山市北区鹿田町二丁目4番1号）とする。
- 4 車両の納入時は、点検及び清掃を十分実施した後、納入検収を受けること。
- 5 本仕様書に基づく手続き及び車両の登録（既存車両の一時抹消登録も含む。）に関わる手続き等の諸費用は、全て受注者側の負担とする。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料は、当局の負担とする。
- 6 担当課：岡山市消防局警防部警防課（担当：大森・奥山）

電話（086）234-9976

以上

別表 1

## シャシ・室内及び外装仕様

番号	品名	数量	規格・型式
1	シャシ	1台	2WD・ハイブリッド車・定員7人以上・標準装備
2	フォグランプ	1式	LEDフォグランプ
3	エアコン	1式	フロントオートエアコン・リヤクーラー・リヤヒーター
4	サイドバイザー	1式	各ドア（メーカー純正品）
5	ナビゲーションシステム	1式	別途協議
6	ビューモニター	1式	上空から見下ろした自車の映像等を画面表示
7	ルームミラー	1式	デジタルインナーミラー
8	ドライブレコーダー	1式	ドライブレコーダー WITNESS LIGHTIV カメラ2-リヤウインドウ用 SDカード 64GB又は同等品
9	ETC	1式	ETC2.0（セットアップ含む）
10	フロアカーペット	1式	フロント・リヤ用
11	スタッドレスタイヤ	4本	ホイール付
12	タイヤチェーン	1式	ゴム製（ケース付）
13	緊急脱出ツール	1個	レスキューマンⅢ
14	非常用停止板	1個	JIS規格品
15	泥除け	1式	全輪
16	タイヤパンク応急修理キット	1式	メーカー標準品

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

㊞

令和8年5月7日 付けで公告のあった **予防広報車**  
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条  
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と  
相違ないことを誓約します。

# 指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている  (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

# 納入物品明細書

令和 年 月 日

申請者 住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

納入する物品の明細については、以下のとおりです。

予防広報車

(消費税又は消費税相当額を除く)

メーカー名・品番等	単価	数量	金額
		1台	
合計(=入札金額)			

## メンテナンス対応等証明書

品名 予防広報車

### 1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日以内で着手いたします。

最寄の整備工場名	
所在地	
電話番号	
競争入札参加希望者との関係	直営・協力 (いずれかに○をする。)
担当者氏名	
整備を実際に担当する人員	名

「協力」に該当する場合、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

### 2 部品供給体制

依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。(代替機等でアフターサービスが可能です。)

統括窓口	
担当者名	
電話番号	

・供給系統 (フローチャート図)

### 3 技術員の派遣体制

#### (1) 最寄りの整備工場の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から1日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

#### (2) メーカーの技術員の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から2日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(岡山市長あて)

(入札参加希望者) 住所

会社名

代表者氏名

# 令和8年度10月入札契約制度の改正について

令和8年3月16日

適切な価格転嫁及びダンピング受注の防止対策として、次のとおり物品製造の請負（印刷や車両など）に低入札価格調査及び最低制限価格制度を導入します。

なお、令和8年10月1日以降に公告等を行う契約を対象とします。

## 1 最低制限価格制度

対象の入札において、最低制限価格未滿の場合は、失格とします。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が400万円超4,000万円（※注）未滿の入札

### ② 最低制限価格

許容価格の3分の2

## 2 低入札価格調査制度

対象の入札において、低入札価格調査基準価格未滿の場合は、調査により落札者とするか否かを決定します。

### ① 対象

物品製造の請負における

許容価格が4,000万円（※注）以上の入札

### ② 低入札価格調査基準価格

許容価格の75%

### ③ 調査

適正な履行がなされるか否かについて、書類審査、聞き取り等による調査を行う。

### ④ 失格の場合

次順位者を落札候補者とする。

※注 令和8年4月から令和10年3月までの間に契約する場合は、4,000万円ですが、この基準額は2年ごとに見直しが行われます。

岡山市財政局財務部契約課

物品契約係 TEL(086)803-1156  
E-mail:keiyaku@city.okayama.jp